

令和2年度滋賀県スマートコミュニティ検討支援事業補助金の 申請にあたって

1 趣 旨

地域の特性に応じた効率的なエネルギー利用を図る分散型エネルギーシステムを構築することにより、災害等のリスクに強い安全・安心な社会や低炭素な社会の実現、地域内経済循環につなげるため、再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの構築に向けた取組を支援します。

2 補助対象事業者

滋賀県内において、再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの構築に向けた取組を検討する者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 法人格を有する民間事業者
- (2) 法人格を有する民間事業者を主たる事業者とする協議会等の任意団体
- (3) 県内市町

※上記(1)(2)の場合は、さらに次のいずれにも該当すること。

- a. 事業実施地域の県内市町が参画する検討委員会等を設置していること、または設置を予定していること
- b. 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制が整備されていること
- c. 県税に滞納がないこと
- d. 事業者またはその役員等が、暴力団、暴力団員またはそれらと関係を有する者でないこと 等

3 補助対象事業

下表の再生可能エネルギー等を活用し、一定規模のコミュニティの中で電気または熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的利用を行うスマートコミュニティの構築に向けた事業化可能性調査※

ただし、以下の場合には補助の対象としない。

- (1) 補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手しているとき
- (2) 国、国の関連団体または滋賀県の他の補助金の交付を受けて事業を実施するとき

※事業化可能性調査とは

導入を検討する再生可能エネルギー等の賦存量や規模、候補地、コストや収益構造等の事業採算性、資金調達方法、事業化に向けた技術的・制度的課題と解決策等、実現可能性を調査し、検証結果を取りまとめる事業

種別	内容
① 再生可能エネルギー由来の発電設備	○太陽光発電 ○風力発電 ○小水力発電 ○バイオマス発電 ○その他知事が認めるもの

② 再生可能エネルギー由来の熱利用設備	○太陽熱利用 ○バイオマス熱利用 ○地中熱利用 ○下水熱利用 ○その他知事が認めるもの
③ 革新的なエネルギー高度利用技術	○天然ガスコージェネレーション ○燃料電池 ○その他知事が認めるもの

補助金の交付決定後に事業を開始し、令和3年3月31日までに事業を完了（事業費の支出を含む。）する必要があります。

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費のうち、下表に掲げる経費が対象となります。

種 別	内 容
賃 金	事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金
謝 金	外部専門家等に対する謝金
旅 費	外部専門家等に対する旅費
食 糧 費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く。）
消 耗 品 費	事業実施に必要な事務用品、啓発資材等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等
通 信 運 搬 費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等
委 託 料	導入ポテンシャル調査、事業化・収支計画等の策定、環境影響調査等
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料、機械器具リース・レンタル料等
保 険 料	事業実施に必要な保険料
その他知事が必要と認める経費	

◆留意事項

- ・補助事業者の職員（事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金を除く。）や個人に対する謝金、旅費および食糧費、事務所の賃借料等、経常的運営に要する経費ならびに備品購入費や設備設置等に要する経費は、補助対象経費となりません。
- ・消耗品費における「消耗品」は、1品目あたりの取得原価（単価）が税込で3万円未満のものをいいます。
- ・領収書または振込明細書等、支払の事実を確認できるものがない場合は、補助対象経費となりません。
- ・消費税および地方消費税も補助対象経費となりますが、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により報告してください。その結果、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還していただくことがあります。

5 補助金の額

補助対象経費から市町補助金や賛助会費等の収入額を控除した額以内とし、補助限度額は500万円とします。(千円未満切り捨て)

6 採択申請書の提出

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ採択申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて提出してください。(正本1部、副本1部)

また、⑩プレゼンテーション用資料は、CD-Rに電磁的に記録された形式によるものを併せて提出してください。

- ①事業計画書(様式第1号別紙1)
- ②事業収支予算書(様式第1号別紙2)
- ③事業費積算内訳書(任意様式)
- ④実施する委託業務の見積書等の写し(業務の詳細が確認できるもの)
- ⑤定款(市町を除く)
- ⑥登記事項証明書(市町を除く)
- ⑦県税の納税証明書(未納がないことの証明)(市町を除く)
- ※県内事業所等を有しない場合は省略可
- ⑧直近2年間の財務諸表(市町を除く)
- ⑨事業活動の内容を記した書類(案内パンフレット等)(市町を除く)
- ◇その他必要となる書類
- ⑩プレゼンテーション用資料(任意様式)

①の事業計画書の内容を補足するものとしてください。

受付期間は、令和2年5月26日(火)～令和2年6月30日(火)17時までです。採択申請書の提出にあたっては、事前にご連絡の上、持参または郵送にて提出してください。

受付期間終了後、7の審査会にて審査の上、採否の結果を通知します。審査の結果、採択とならない場合や補助額が申請どおりにならない場合があります。

7 審査会

(1) 審査方法

補助対象事業を選考するため、滋賀県総合企画部エネルギー政策課に設置する「令和2年度滋賀県スマートコミュニティ検討支援事業審査委員会」において、書類審査を行うとともに、申請者からのプレゼンテーションに基づき、ヒアリングを行います。なお、ヒアリングの日程等については、別途案内します。

(2) 審査基準

審査会において、次に掲げる項目に基づき総合的に評価し、予算の範囲内で採択するものとします。

- ①事業目的との整合性（目指す姿、全体構想等）
- ②事業実施の確実性（実施・管理体制、スケジュール等）
- ③事業内容の妥当性（事業内容の熟度・具体性、費用対効果等）
- ④事業の先進性・優位性（他地域への波及効果等）
- ⑤事業化の実現可能性

(3) 審査結果

審査結果は、後日、申請者全員に書面にて通知します。なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じません。

(4) 公表

採択された事業計画は、原則、事業者名、事業名、事業概要、補助金額等について公表します。

8 交付申請

事業採択の通知を受けた事業者は、交付申請書（様式第2号）に以下の書類を添えて交付申請を行ってください。（正本1部）

提出期日は、採択の結果通知においてお知らせします。

①事業計画書（様式第1号別紙1）

必要に応じて、事業計画の詳細を説明するために必要な書類等を添付願います。

②事業収支予算書（様式第1号別紙2）

③誓約書および役員名簿（様式第2号別紙1）

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◆留意事項

- ・採択申請時に提出した内容から変更がある場合は、上記のほか変更内容を説明する書類を添付してください。なお、軽微な変更以外は認められません。

9 交付決定後の事業計画の変更等

(1) 事業計画の変更

補助事業の内容に次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

①補助対象経費の総額の20%以上の変更

②事業の実施場所の変更

③その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けてください。

10 実績報告

補助事業が完了（事業費の支出を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日または令和 3 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式 7 号）に以下の書類を添えて提出してください。

- ①事業報告書（様式第 7 号別紙 1）
 - ②事業収支決算書（様式第 7 号別紙 2）
 - ③実施した委託業務の契約書等の写し（業務内容の詳細が確認できるもの）
 - ④事業実施の状況がわかる写真
 - ⑤事業化可能性調査報告書
- ◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

11 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すことがあります。

12 事業内容等の公表

補助事業の内容や効果等について、県HP等で公表を予定しています。

提出・問い合わせ先

滋賀県総合企画部エネルギー政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1（県庁新館 2 階）

電話：077-528-3091（ダイヤルイン）

FAX：077-528-4808 E-mail：ene@pref.shiga.lg.jp